

産業厚生常任委員会資料

令和8年1月9日
都市整備部
土木課

目 次

市道工業団地4号線の一部廃止について ··· P 1

加東市河川区域内環境保全事業補助金交付要綱の改正について ··· P 5

市道工業団地4号線の一部廃止について

加東市河高の市道工業団地4号線に隣接するエスケー化研(株)兵庫工場の拡張に伴い、市道工業団地4号線のうち、廃止しても公益上の支障がない区域を廃止し、残りの区域については、旋回場所を設置し、新路線として認定する。

1 事業概要

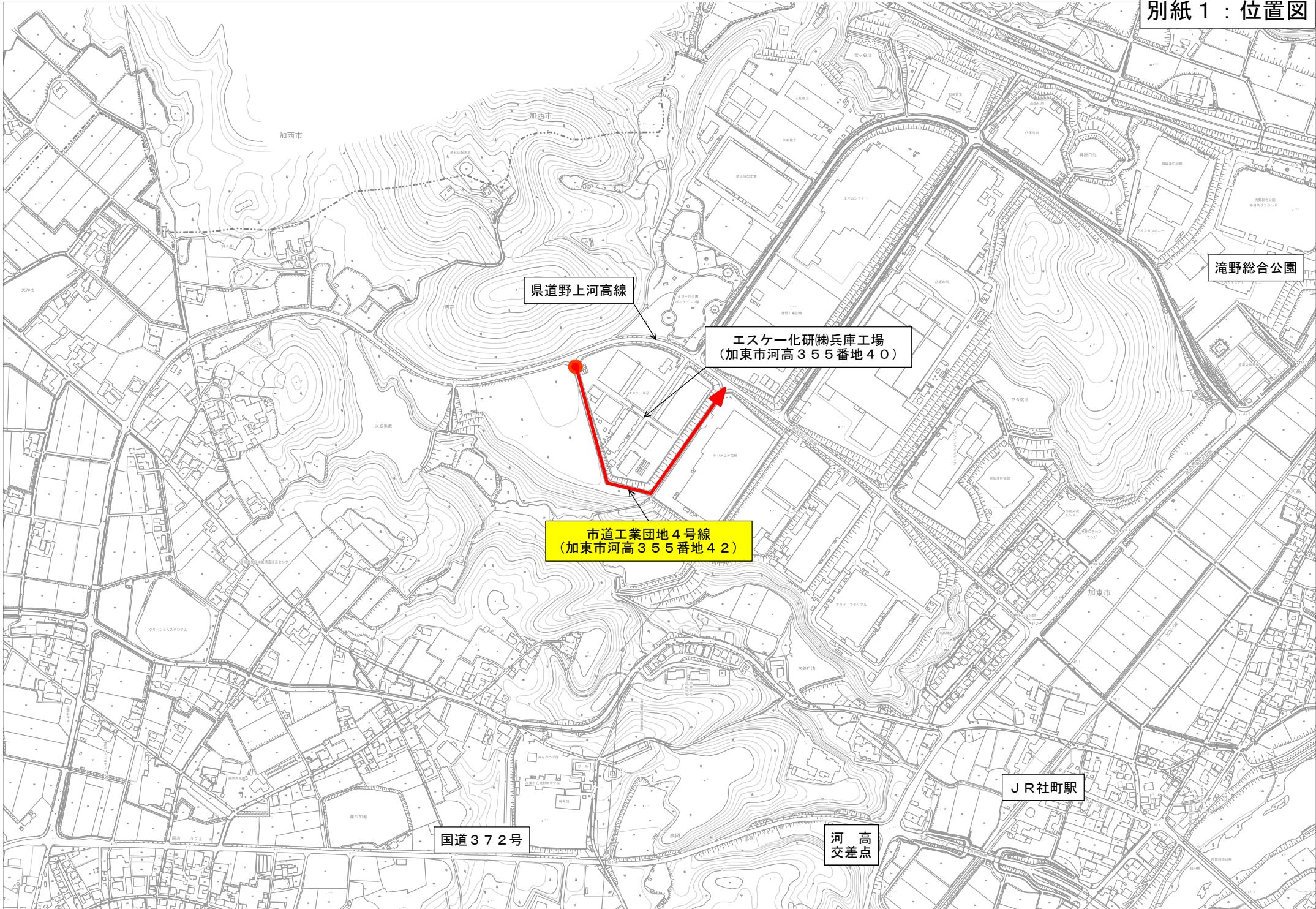
①位置図	加東市河高355番地42 (別紙1「位置図」、別紙2「現況写真」のとおり)
②事業計画図	市道工業団地4号線の一部廃止 (別紙3「事業計画図」のとおり)
③エスケー化研(株) 兵庫工場の拡張	現在のエスケー化研(株)兵庫工場(加東市河高355番地40)は、県道野上河高線と市道工業団地4号線に囲まれた位置にある。 このたび、西側への工場敷地拡張に伴い、現市道の一部の払い下げを受け、一体利用したい旨の申し出があった。
④市道の一部廃止	加東市道路線認定及び廃止に関する要綱第6条第4号「周辺地域における土地利用の変化等によりこれを廃止しても公益上の支障がない道路」に該当するとして、市道の廃止要件を満たす。
⑤市道の一部を廃止 しても公益上の支 障がないことの確 認	市道工業団地4号線を利用している以下の者から一部廃止の同意を得た。 (1) 河高地区 (2) 滝野工業団地連絡協議会

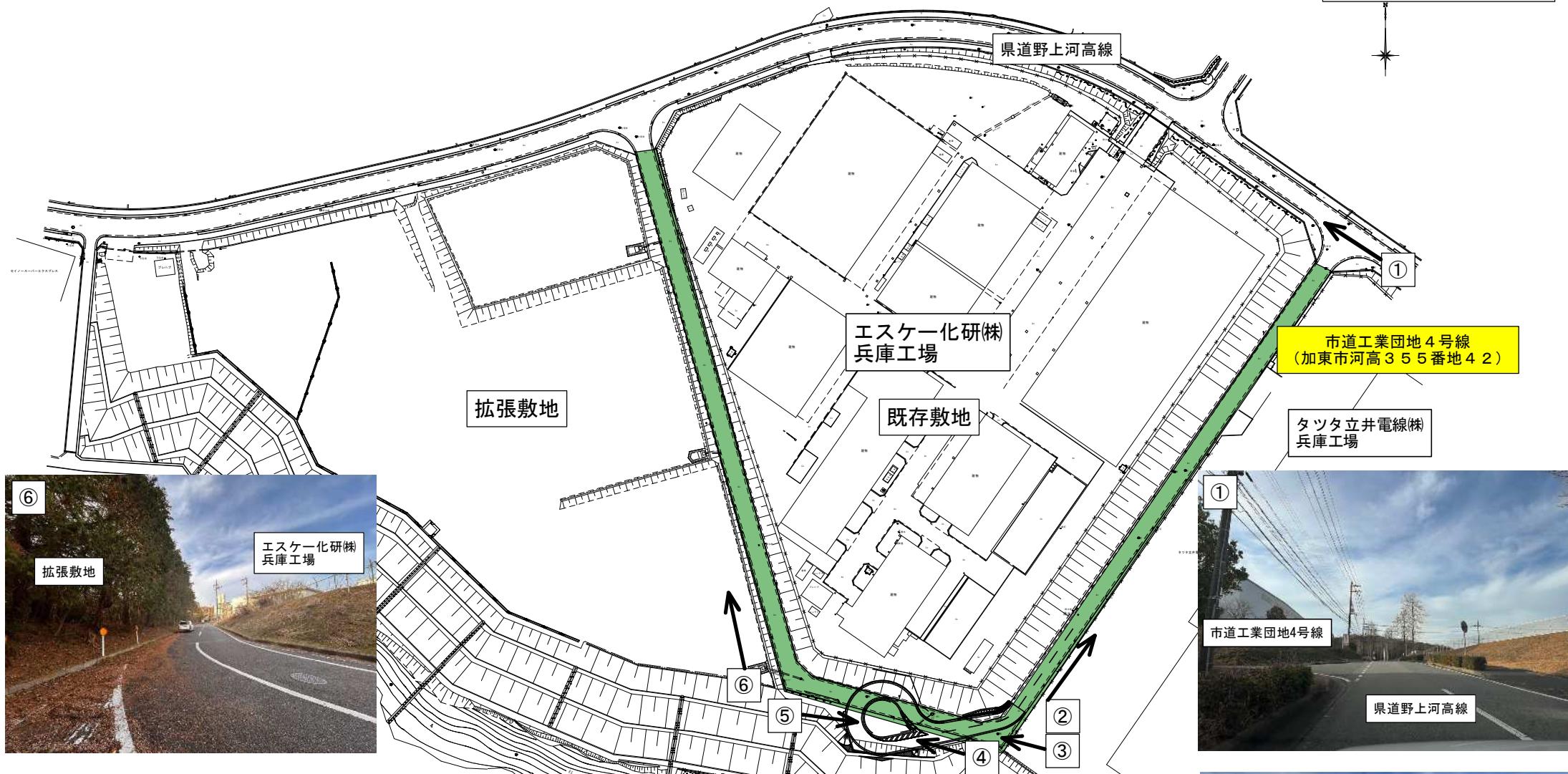
2 今後の手続き

市道工業団地4号線の一部廃止については、「路線認定、区域決定及び供用開始等の取扱について(道路局長通達)」により、旧路線の廃止及び新路線の認定の二重の手続によらなければならないとされているため、以下の手続きを行う。

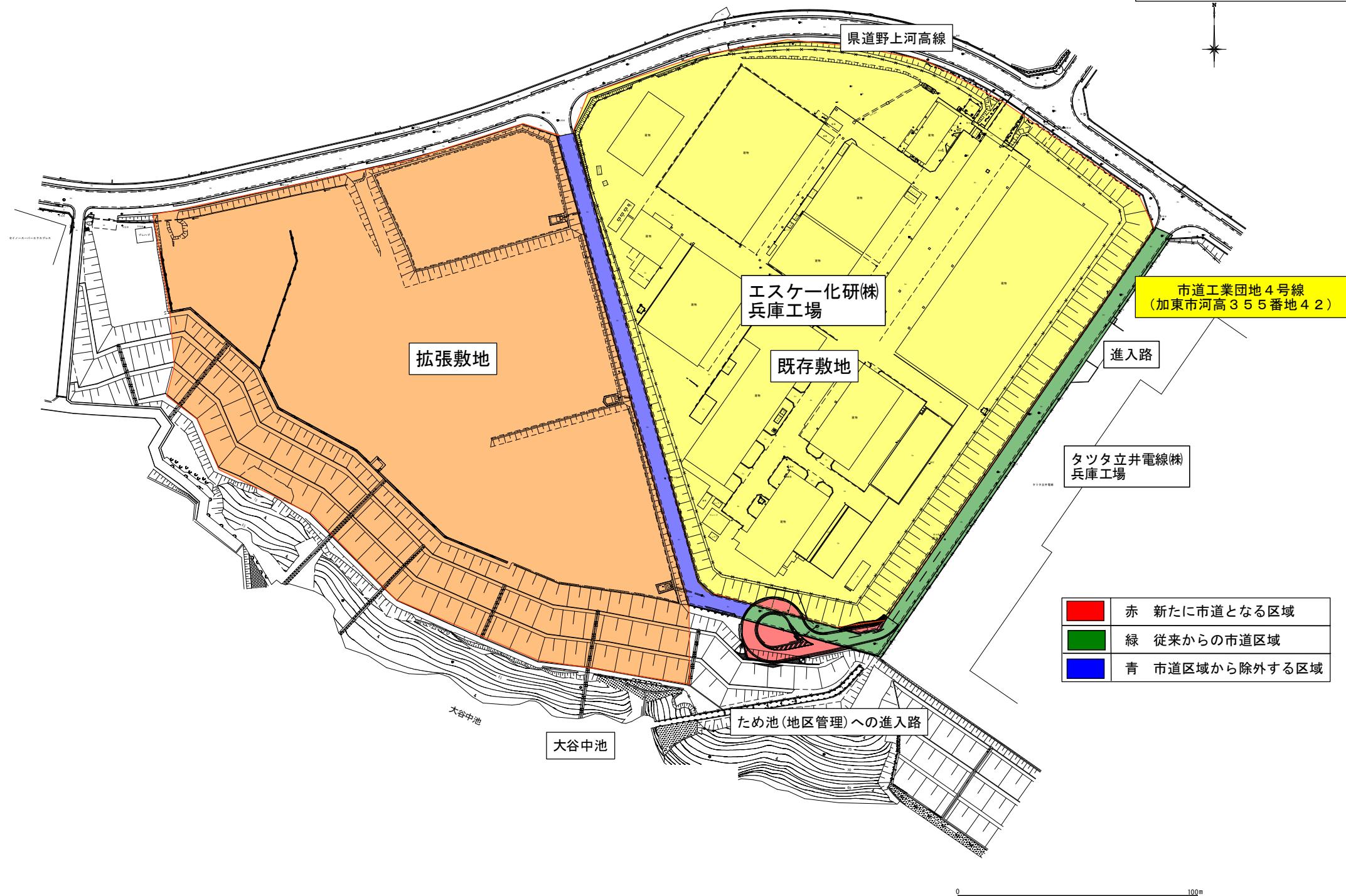
①旧路線の廃止	現在の市道工業団地4号線を廃止し、市道区域から除外する区域について、エスケー化研(株)へ払い下げ手続きを行う。
②新路線の認定	現在の市道工業団地4号線のうち、市道区域として必要な区域及び末端に車両が旋回可能な場所を設けたうえで、新路線として認定する。

別紙1：位置図





別紙3：事業計画図



加東市河川区域内環境保全事業補助金交付要綱の改正について

1 趣旨

河川は、治水・利水の機能を持つ施設としてだけでなく、住環境の快適性を提供する空間であることから、河川管理者や地区等が協力し、河川環境の美化と生活環境の保全を図っているが、地区住民の高齢化等に伴い河川区域内の草刈り作業が大きな負担となっている現状を鑑み、令和8年度から、事業経費に対する補助金額を増額し、地区等の負担を軽減する。

2 事業概要

①河川美化事業 (クリーン作戦) 実施要領 (別紙1)	目的：県管理河川の河川環境の美化と生活環境の保全を図る。 費用負担：事業実施に要する費用は、県と市が1／2ずつを負担（令和8年度増額の承諾済み）
②加東市河川区域内 環境保全事業補助 金交付要綱 (別紙2)	目的：地区等が実施する県管理河川区域内の草刈り等に要する経費の一部を市が補助することにより、河川区域内の生活環境の保全を図る。 補助金額：作業面積1m ² 当たり <u>10円</u> 以内 他 【令和7年度実績】 対象地区等：39地区、1団体 補助金額：4,092,200円 【令和8年度計画】 対象地区等：39地区、1団体 作業面積：約289,000m ² 補助金額： <u>6,984,640円</u>
③補助基準金額の 増額	加東市河川区域内環境保全事業補助金交付要綱第4条の補助のうち、事業経費にかかる基準金額を以下のとおり改正する。 改正前：作業面積1m ² 当たり10円以内 改正後：作業面積1m ² 当たり <u>20円</u> 以内

3 補助基準金額の根拠

除草作業機械刈単価

①1時間当たり 1,530円※令和8年度シルバー人材センター見積単価表より

②1日当たり 12,240円 (=1,530円×8時間)

③1日当たり作業量 544m² (=標準作業量680m²/日×作業効率0.8)

※標準作業量：令和7年度版国土交通省土木工事標準積算基準書より

④1m²当たり 22.5円 (=12,240円/544m²)

⑤補助基準金額 作業面積1m²当たり20円以内

河川美化事業（クリーン作戦）実施要領

第1条 目的

市街地における河川は、治水・利水の機能を持つ施設としてだけではなく、貴重なアメニティ空間であることから、河川環境の美化と生活環境の保全を図る。

第2条 相互協力

第1条の目的を達成するため、県と市町は相互に協力するものとする。

第3条 対象箇所

当該事業の対象は県管理河川とする。

第4条 事業内容

事業内容は、河川内のゴミの除去、処分、除草、その他県と市町が合意した作業とする。

第5条 事業の実施方法

- (1) 県は事業を市町に委託し、市町はこれを受託する。
- (2) 市町は、県と協議して事業を実施する。
- (3) 市町は、事業に先立ち実施計画書を県に提出する。
- (4) 市町は、事業の目的を達成するため、これに附隨する作業等について協力する。

第6条 事業の期間

事業の期間は、毎年4月1日から翌3月31日までの1年間を原則とする。

第7条 県と関係市町の費用負担

事業実施に要する費用は、県と市町がそれぞれ1／2ずつを負担する。

第8条 事業の完了報告等

事業期間終了後、市町は速やかに事業費を精算し、県に報告するものとする。

(附則)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

○加東市河川区域内環境保全事業補助金交付要綱

平成18年3月20日

告示第114号

(目的)

第1条 この告示は、第3条に規定する事業者が実施する河川区域内環境保全事業（以下「事業」という。）に要する経費の全部又は一部を市が補助することにより、河川区域内の生活環境の保全を図ることを目的とする。

(平27告示6・全改)

(補助対象区域及び事業内容)

第2条 補助の対象となる区域は、県が管理する河川区域とする。

2 事業の内容は、前項に掲げる河川区域内のごみの収集、運搬及び草刈りをいう。

(平19告示23・平27告示6・一部改正)

(補助対象地区等)

第3条 前条に定める河川区域に接する地域で、事業を実施する地区及び団体（以下「事業者」という。）を対象に補助するものとする。

(平27告示6・一部改正)

(補助)

第4条 市は、予算の範囲内において、事業に要した経費の全部又は一部を補助するものとし、補助の基準は、別表に定める。

(略)

別表（第4条関係）

(平19告示23・全改、平27告示6・一部改正)

種別	基準金額	摘要
1 事業推進費	1地区あたり30,000円以内	自治会活動保険等
2 事業経費	作業面積1m ² 当たり10円以内	